

食安輸発0508第1号
平成25年5月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産ぜんまいのアセトクロール及びタイ産赤とうがらしのトリアゾホス)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年5月1日付け食安輸発0501第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、中国産乾燥ぜんまいにおいて、また、輸入時の自主検査の結果、タイ産乾燥赤とうがらしにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

1. 中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ぜんまい及びその加工品（簡易な加工に限る。）		アセトクロール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるアセトクロールが検出されるおそれがあるため。

を追加する。

２．タイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾール	別表２の３によること。	平成17年１月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾール <u>トリアゾホス</u>	別表２の３によること。	平成17年１月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジフェノコナゾール及び <u>基準値（0.01ppm）を超えるトリアゾホス</u> が検出されるおそれがあるため。

に改める。

なお、中国産ぜんまいにおいては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、自主検査での対応が困難な場合には、行政検査にて対応することとするので、よろしくお願いします。また、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。